### 第1回 沖縄県在籍型出向等支援協議会 次第

開催日時 令和3年3月12日(金)14:00~16:00 開催場所 那覇第2地方合同庁舎1号館2階 大会議室

### 次 第

- 1 開 会
- 2 主催者代表あいさつ(沖縄労働局職業安定部長)
- 3 議題
  - (1)沖縄県在籍型出向等支援協議会設置要綱(案)について
  - (2) 現下の雇用情勢について
  - (3) 各種出向支援策の共有など出向の効果的な実施の推進について
    - ・在籍出向制度等について
    - ・産業雇用安定助成金について
  - (4) 出向の送出企業や受入企業の情報・開拓について
  - (5) その他・意見交換
- 4 閉 会

### ◎沖縄県在籍型出向等支援協議会 出席者名簿

令和3年3月12日(金)

種別	団 体 名	構成員役	備考	
	一般社団法人 沖縄県経営者協会	総務部長 企画調査部長	タマナハ ノリヒロ 玉那覇 紀宏	
経済団体	沖縄県商工会議所連合会	総務部長	7.05 RYYS 福地 敦士	欠席
団体	沖縄県商工会連合会	支援課長	津波古透	代理 支援課長補佐 伊波 仁
	沖縄県中小企業団体中央会	総務部長	<sup>サクモト</sup> 佐久本 和代	
労 働 団 体	日本労働組合総連合会沖縄県連合会	副事務局長	### ### ### #########################	
	沖縄県社会保険労務士会	会長	<sub>アラカキ</sub> アキラ <b>新垣 明</b>	
	一般社団法人 沖縄県銀行協会	事務局長	比嘉 龍二	
金融機関・	株式会社琉球銀行	人事部長	*クチ ダケシ <b>菊地 毅</b>	
並際域民	株式会社沖縄銀行	人事部長	イギナ 伊是名 克也	代理 部長代理 佐和田 淳
	株式会社沖縄海邦銀行	人事部長	##** EDJ# <b>崎山 博之</b>	
	沖縄県 商工労働部	雇用政策課長	カナムラ ヨシカズ <b>金村 禎和</b>	代理 副参事 上原 宏明
	内閣府沖縄総合事務局 経済産業部	地域経済課長	***** サダム <b>大田 定</b>	
行政機関	内閣府沖縄総合事務局 開発建設部	建設産業・地方 整備課長	***>ロ マモル <b>大城 護</b>	
	内閣府沖縄総合事務局 運輸部	企画室長	サイトウ ヨウイチロウ 齋藤 洋一郎	
	国土交通省 大阪航空局	空港部管理課長	トョタ マモル 豊田 守	代理 那覇空港事務所 広域空港管理官 西谷弘一
	公益財団法人産業雇用安定センター沖縄事務所	所長	##***********************************	
	沖縄労働局 職業安定部	職業安定課長 職業対策課長 訓練室長	デキン 知念 照二 177 伊福 美香 178 179 179 179 179 179 179 179 179 179 179	

# 令和2年度 第1回沖縄県在籍型出向等支援協議会 座席表

日時:令和3年3月12日(金)

14時00分~16時00分

場所:那覇第2地方合同庁舎1号館 2階大会議室

	事務局		山 城	訓練室長沖縄労働局	知念	<sup>職沖</sup> 業報 安定働 軍馬 福	職業対策課長沖縄労働局	
		Г	委 員		委 員	委 員		
	公益財団法人産業雇用安定セン ター沖縄事務所 所長 我那覇 委員	0	0		0	0	0	一般社団法人沖縄県経営者協会 総務部長·企画調査部長 玉那覇 委員
随 行 席	国土交通省大阪航空局 空港部管理課長 豊田 委員 (代理:那覇空港事務所 広域空港管理官 西谷 弘一 )	0					0	沖縄県商工会連合会 支援課長 津波古 委員 (代理:支援課長補佐 伊波 仁)
	内閣府沖縄総合事務局 運輸部 企画室長 <u>齋藤</u> 委員	0					0	沖縄県中小企業団体中央会 総務部長 佐久本 委員
	内關府沖繩総合事務局開発建設部 建設産業·地方整備課長 大城 委員	0					0	日本労働組合総連合会沖縄県連合会副事務局長棚原委員
	内閣府沖縄総合事務局 経済産業部 地域経済課長 大田 委員	0					0	沖縄県社会保険労務士会 会長 新垣 委員
	沖縄県商工労働部 雇用政策課長 金村 委員 (代理:副参事 上原 宏明)	0					0	一般社団法人沖縄県銀行協会 事務局長 比嘉 委員
							0	株式会社琉球銀行 人事部長 <b>菊地 委員</b>
入口				○ 崎山 委員 株式会社沖縄海邦銀行		(代理:部長代理 佐和田 淳) 株式会社沖縄銀行		

#### 沖縄県在籍型出向等支援協議会 設置要綱(案)

#### 1 目的

新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされる企業が増加する中で、一時的に雇用過剰となった企業と人手不足が生じている企業との間で、在籍型出向により労働者の雇用を維持するために、地域において関係機関が連携して、出向の情報やノウハウの共有、送出企業や受入企業開拓等を推進することを目的として、沖縄県在籍型出向等支援協議会(以下「地域協議会」という。)を設置・開催する。

#### 2 構成員等

地域協議会は、別紙「構成員名簿」に掲げる者を参集者として構成する。 また、地域協議会は必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

### 3 協議事項

地域協議会は次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域における雇用過剰、人材不足等現下の雇用情勢に関すること。
- (2) 地域における出向の送出企業や受入企業の情報・開拓に関すること。
- (3)地域における関係機関間の連携に関すること。
- (4) 地域における出向支援のノウハウ・好事例の共有に関すること。
- (5) 各種出向支援策の共有など出向の効果的な実施の推進に関すること。
- (6) その他必要な事項に関すること。

#### 4 事務局

地域協議会の事務局は、沖縄労働局職業安定部に置く。

#### 5 その他

- (1) 地域協議会の議事については、別に地域協議会で申し合わせた場合を除き、原則として公開とする。
- (2) この要綱に定めるもののほか、地域協議会に関し必要な事項は別に定める。

#### 附則

この要綱は、令和3年●月●日から施行する。

### ◎沖縄県在籍型出向等支援協議会構成員

種別	世紀 団体名	構成員			
	一般社団法人 沖縄県経営者協会	総務部長 企画調査部長			
経済	沖縄県商工会議所連合会	総務部長			
団体	沖縄県商工会連合会	支援課長			
	沖縄県中小企業団体中央会	総務部長			
労働 団体	日本労働組合総連合会沖縄県連合会	副事務局長			
	沖縄県社会保険労務士会	会長			
	一般社団法人 沖縄県銀行協会	事務局長			
金融機関	株式会社琉球銀行	人事部長			
	株式会社沖縄銀行	人事部長			
	株式会社沖縄海邦銀行	人事部長			
	沖縄県 商工労働部	雇用政策課長			
	内閣府沖縄総合事務局 経済産業部	地域経済課長			
行政機関	内閣府沖縄総合事務局 開発建設部	建設産業・地方整備課長			
	内閣府沖縄総合事務局 運輸部	企画室長			
	国土交通省 大阪航空局	空港部管理課長			
	公益財団法人産業雇用安定センター沖縄事務所	所長			
	沖縄労働局 職業安定部	職業安定課長 職業対策課長 訓練室長			

# 沖縄県の雇用の現状と課題

類されないもの

(全国)

産業別就業者

6.676万人

3.7% 全融・保险業

医療・福祉



# 雇用の「現状」

**観光関連産業で求人数が大幅に減少し、有効求人倍率が1倍を下回った一方、生産年齢人口の減** 少傾向から、新型コロナウイスル感染症の収束後は人手不足が懸念。

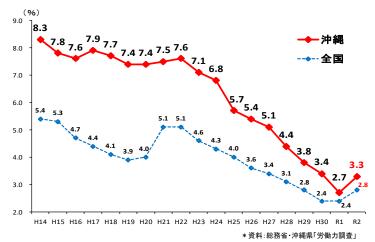
#### 有効求人倍率等の推移(年平均)(就業地別)



\* 資料:沖縄県【入域観光客概況」厚生労働省·沖縄労働局「職業安定業務統計」

#### ② 完全失業率の推移(年平均)





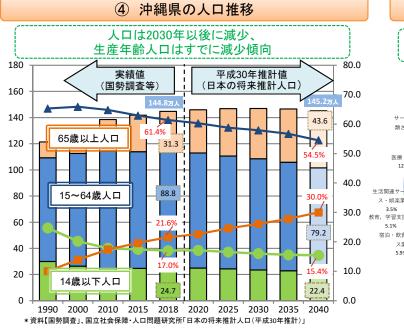
#### 産業別就業構造(令和2年)

全国に比べ製造業の割合が低く、医療・福祉、 宿泊・飲食サービス業などの第3次産業の割合が高い

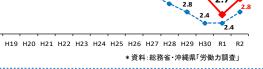
情報通信業

類されないもの)

教育,学習支援 宿泊業、飲食サービス業

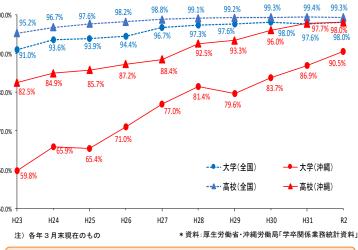






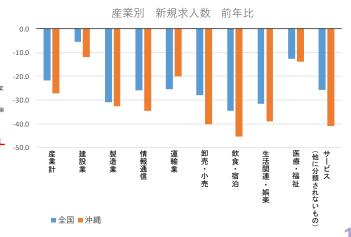
### ③ 新規高卒・大卒者の内定率の推移

### ・着実に改善が進んできたが、全国に比べ以前として差がある



#### ⑥産業別·新規求人数(令和2年)

#### 沖縄県の減少幅は、全国平均を上回っている。





構成比 (%)

72万7千人

# 2 雇用の「課題」

求人の確保や雇用のミスマッチの解消が喫緊の課題だが、正社員有効求人倍率や非正規雇用労働者の 割合など、雇用の「質」の改善も必要。

**(企業内における人材育成、働きやすい職場づくり、学生・若年者の職業意** 

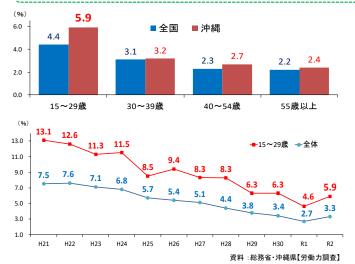
#### ⑦ 正社員有効求人倍率の推移

着実に改善が進んできたが、全国に比べ以前として差がある



#### 年齢階級別の完全失業率(令和2年)

特に、15~29歳の失業率が高い

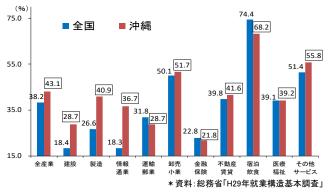


### 非正規雇用労働者の割合

#### 全国一高い水準、特に若年者は全国平均を大きく上回る

	非正規割合	(男性)	(女性)	(若年者)
全国	38.2%	(22.3%)	(56.6%)	(32.9%)
沖縄	43.1%	(27.5%)	(59.8%)	(44.4%)

注:若年者は15~34歳の者



#### ① 高校・大学の就職後3年以内の離職率

#### 就職後1年目の離職率が非常に高い

▼ 就職後3年以内の離職率(平成28年3月卒)

		高校卒		大学卒		
	39.2%			32.0%		
全国	1年目	2年目	3年目	1年目	2年目	3年目
	17.4%	11.7%	10.1%	11.4%	10.6%	10.0%
		50.4%			41.2%	
沖縄	1年目	2年目	3年目	1年目	2年目	3年目
	23.4%	12.8%	13.6%	17.2%	13.6%	10.2%

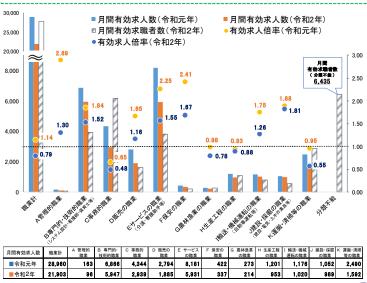
\* 資料: 厚生労働省「新規大学卒業者の都道府県別離職状況」

離職率は全国より高く、特に15~24歳で非常に高い

※離職率=離職者数/(継続就業者数+転職者数+離職者数)



#### ①職業別・有効求人数・有効求人倍率(常用)



# 全国及び地域における在籍型出向等支援協議会の開催について

### 1. 目的

新型コロナウィルス感染症に伴う経済上の理由により、一時的に雇用過剰となった企業と人手不足が生じている企業との間で出向により雇用を維持するために、出向の情報やノウハウ・好事例の共有、送出企業や受入企業開拓等を推進することを目的として、全国及び各都道府県で「在籍型出向等支援協議会」を設置・開催する。

# 2. 全国在籍型出向等支援協議会(1)構成員(案)

# 全国

- 日本経済団体連合会
- 日本商工会議所
- 全国中小企業団体中央会
- 日本労働組合総連合会
- 全国銀行協会、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、 全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会
- 公益財団法人産業雇用安定センター
- 経済産業省、国土交通省、農林水産省、内閣官房 まち・ひと・しごと創生本部事務局、金融庁、中企庁

### (2)全国協議会開催日程 令和3年2月17日(水)11時~12時(オンライン開催)

### (3)協議事項

- 雇用過剰、人材不足等現下の雇用情勢に関すること。
- 出向の送出企業や受入企業の開拓や関係機関間の連携に関すること。
- 好事例の共有や各種支援策など出向の効果的な実施の推進に関すること。

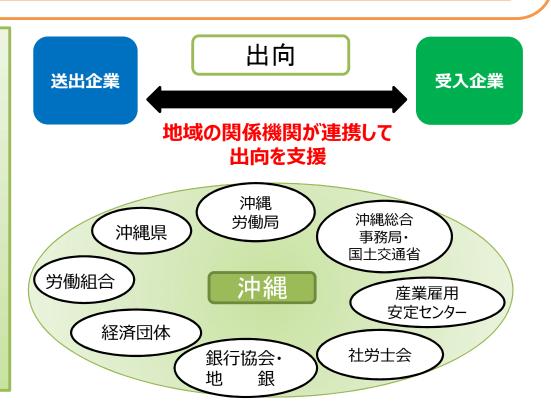
## 地域

3. 地域在籍型出向等支援協議会 (沖縄県地域協議会・会和3年3日1

(沖縄県地域協議会:令和3年3月12日14:00開催)

全国での議論を踏まえ、各都道府県でも地域協議会を 開催し、地域レベルで出向を具体的に支援。 各都道府県では、以下の事項について協議。

- 各地域の雇用情勢に関すること
- 出向の送出企業や受入企業の情報・開拓に関すること
- 各地域における関係機関の連携に関すること
- 出向支援のノウハウ・好事例の共有に関すること
- 各種出向支援策に関すること



# 産業雇用安定助成金

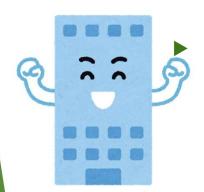
令和3年3月12日(金) 沖縄県在籍型出向等支援協議会説明資料

# 制度の概要

# 產業雇用安定助成金 とは...

▶ <u>新型コロナウィルス感染症に伴う経済上の理由により、</u>事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、「出向」により、労働者の雇用を維持する場合に、

# 出向元と出向先の双方の事業主を対象とする助成金



# 制度の対象となる出向とは…

労働者が事業所の従業員たる地位を保有しつつ、出向元事業所から出向先事業所において勤務する、いわゆる「在籍出向」が対象となります。



# 対象となる事業主

# ▶ 出向元事業主

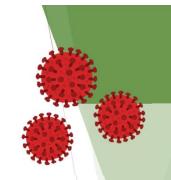
- 1. 生産指標の減少
  - 生産量(額)・販売量(額)・売上高などの「生産指標」が<u>最近1か月間</u>の値が前年同期に比べ5%以上減少している

### 【原則】

● 「出向実施計画届」の提出日の属する月の前月の実績と前年同月の実績とを比較

【例外】前年同期と比較することが適当でない場合 (雇用保険適用事業所設置日から1年に満たず、生産指標について前年同期と比較できない 場合等も含む)

- ●「出向実施計画届」の提出日の属する月の前月の実績と前々年同月実績とを比較 それでも比較できない場合…
- ●「出向実施計画届」の提出日の属する月の前月の実績と「出向実施計画届」の提出月 の1年前の同じ月から前々月までの間の適当な1か月とを比較
  - ※雇用保険適用事業所であり、かつ、雇用保険被保険者を雇用していること



# 対象となる事業主

# ▶ 出向先事業主

- 1. 事業主都合の離職がないこと
  - 出向労働者を受け入れる際に事業主都合による離職がないこと(喪失原因3に該当しない) 出向期間開始日の前日から起算して6か月前の日から支給申請を行う支給対象期(判定基礎期間または二から六の連続する判定基礎期間)の末日までの間に、対象労働者の受け入れに際し、雇用する被保険者を事業主都合により離職させていないこと

### 2. 雇用指標

● 雇用保険被保険者数と当該事業所で受け入れている派遣労働者による雇用指標の最近3か月の月平均値が前年同期に比べ5%を超え、かつ6名以上(中小企業事業主の場合は10%を超えかつ4名以上)減少していないこと

### 【原則】

●計画届の提出日の属する月の前月から前々々月の3月平均と、前年同期との比較により行う

【例外】前年同期と比較することが適当でない場合 (雇用保険適用事業所設置日から1年に満たず、雇用指標について前年同期と比較できない場合に限る)

- 「出向実施計画届」の提出日の属する月の前月の値と「出向実施計画届」の提出月の1年前の同じ 月から前々月までの間の適切だと認められる1か月とを比較
  - ※雇用保険適用事業所であり、かつ、雇用保険被保険者を雇用していること

# 対象となる事業主

# ▶ 出向元事業主・出向先事業主共通

### 1. 独立性

- 資本的、経済的・組織的関連性などからみて独立性が認められること
  - ・他の事業主の総株主または総社員の議決権の過半数を有する事業主と当該他の事業主を子会社とする、 親会社・子会社の関係でないこと
  - ・取締役会の構成員について、代表取締役が同一人物である、または取締役を兼務しているものがいずれ かの取締役会の過半数を占めていないこと

### 2. 併給調整等

- ・出向元事業所について、他事業所の雇用保険被保険者を出向により受け入れ、本助成金や雇用調整助 成金(出向)または、通年雇用助成金の対象としていないこと、又は受けようとしていないこと
- ・出向先事業所については、自己を出向元として、自己の労働者を出向させ、出向元事業主として、本助成金、雇用調整助成金(出向)または、通年雇用助成金の支給を受けていないこと又は受けようとしていないこと



# 対象労働者

- ▶ 対象となる労働者
  - 出向元事業所において、雇用保険の被保険者であること

ただし、以下の者については、該当しない

- ✓ 対象期間中の初回の出向を開始する日の前日まで出向元事業所に引き続き 被保険者として雇用された期間が6か月未満である者
- ✓ 解雇予告された者
- ✓ 退職願を提出した者または事業主による退職勧奨に応じた者 (ただし、当該解雇・その他離職の日の翌日、安定した職に就くことが明らかな場合は除く)
- ✓ 日雇労働被保険者



# 支給対象となる「出向」

# ▶ 出向の目的

- 人事交流、経営戦略、業務提携、実習のため等を目的としないこと
- 雇用調整を目的として実施されるものであること
- 労働者を交換しあうものではないこと
- 出向先事業所が、出向元事業所として別の人を出向させたり離職させていないこと







# 支給対象となる「出向」

## ▶ 出向協定

● 労働組合等との<u>書面</u>による「出向協定」があらかじめなされていること

# ▶ 出向に係る本人同意

「産業雇用安定助成金 出向に係る本人同意書」により、本人の同意を得たものであること

# ▶ 出向契約

● 出向元事業主と出向先事業主とで文書による「出向契約」が締結されていること

# 支給対象となる「出向」

# ~賃金の負担・補助~

- ▶ 両事業主の間で賃金補助について、当該出向労働者の最後の支給対象期の支給申請を行うまでに 両事業主間で支払いが行われること
- ▶ 出向労働者に出向前に支払っていた賃金とおおむね同じ額の賃金を支払うものであること

### ▶ 部分出向について

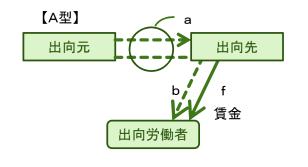
- 出向先事業所で勤務を行う日と同一日に出向元事業所において勤務を行わないこと
- 出向期間中における1か月ごとの出向先事業所で勤務する予定日数が、出向元事業所において出向を行う前の原則1か月の所定労働日数の半分以上であること

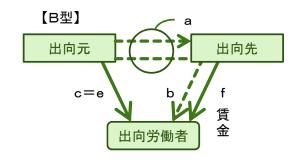
# ▶ 出向先事業所が国等である場合

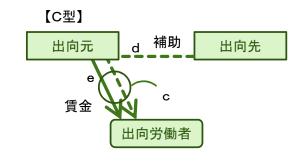
● 出向労働者の受け入れについては、公正な選考をはじめとする関係法令遵守、出向労働者の 任用形態、賃金の負担割合等を勘案される

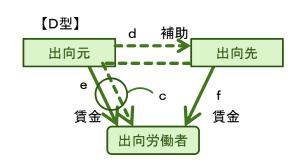
詳しくは沖縄労働局へご相談ください

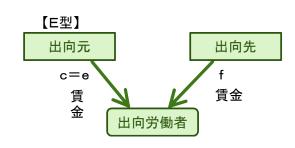
### ◆出向元事業主と出向先事業主の間の賃金負担関係の7類型

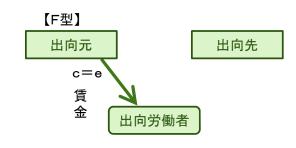




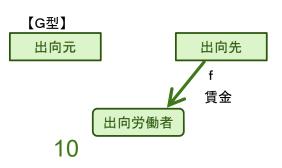








- a = 出向元事業主が出向先事業主に対して補助した(する)額
- b = 出向先事業主が出向元事業主から補助を受けた(受ける)額のうちの支給対象期における出向労働者の賃金に補填した(する)額
- c = 出向元事業主が労働者に支払った額
- d = 出向先事業主が出向元事業主に対して補助した(する)額
- e = 出向元事業主が労働者に支払った額(C型、D型についてはうち、出向先業主から補助を受けた(受ける)額のうちの支給対象期における出向労働者の賃金に補填した(する)額を除いた額)
- f = 出向先事業主が労働者に支払った額(A型、B型についてはうち、出向元業主から補助を受けた(受ける)額のうちの支給対象期における出向労働者の賃金に補填した(する)額を除いた額)



# 出向の期間

# ▶ 出向の期間

● 出向先事業所における各労働者の出向期間は「<u>1か月以上2年以内</u>」



- ・ 終了後、出向元事業所に復帰すること
- ・ 同一の出向労働者について、同一の出向期間内に異なる出向先事業所へ出向しないこと

▶ 一の事業主に雇用された同一の労働者に対する助成金に対する助成金の支給は

<u>12か月(365日)が限度</u>です









12

◆ 産業雇用安定助成金の支給額は、出向運営経費及び出向初期経費の合計となります

### ▶ 出向運営経費

出向期間中において出向元事業所または出向先事業所が負担する出向に要した経費のことで、 次のいずれかに該当する経費が対象

- 出向元事業主または出向先事業主が出向労働者に賃金(社会保険料は除く)として 支払った(負担した)額
- 出向労働者の労務管理、人事評価に要する経費
- 出向先事業主または出向労働者から出向元事業所への報告、面談に要する経費
- 出向先事業所が負担した出向先事業所における教育訓練に要する訓練経費
- その他出向期間中における出向の運営に要すると認められる経費

# 【助成率】

● 出向元事業所が解雇等を行っている場合(雇用維持要件を満たしていない場合)

中小企業 : 4/5 中小企業以外 : 2/3

● 出向元事業主が解雇等を行わず雇用維持を行う場合 (雇用維持要件を満たしている場合)

中小企業 : 9/10 中小企業以外 : 3/4

### 【雇用維持要件】

1. 支給対象期の末日において、出向元事業主に雇用されている労働者(雇用保険被保険者に限る) および派遣労働者として当該事業主の事業所に役務の提供を行っている者の数が、対象期間の初 日の前日の属する月から遡った6か月間の各月末の事業所労働者数の平均の4/5以上であること。 ただし、業界特有の理由により、例年特定の季節において事業所労働者数の増減がある等、やむ をえない事情のある場合には、要件を満たすものとすることができます 14

2. 対象期間の初日の前日から起算して6か月前から当該支給対象期の末日まで(以下「比較期間」という。)に次の①~③に掲げる解雇(解雇予告を含む。)等を行わないこと

なお、次の①~③については新型コロナウイルス感染症を理由とする解雇等も含むことに留意すること。

- ① 事業主に直接雇用される期間の定めのない労働契約を締結する労働者の場合、解雇又は退職勧奨(労働者が同意した場合も含む)等により事業主都合による離職をさせること
- ② 事業主に直接雇用される期間の定めのある労働契約を締結する労働者の場合、解雇と見なされる労働者の雇止め、中途契約解除等により事業主都合により離職をさせること
- ③ 対象事業主の事業所に役務の提供を行っている派遣労働者の場合、労働者派遣契約期間満了前の事業主都合による契約解除

### 【助成額の上限】

1日あたり12,000円

## ▶ 出向初期経費

<u>令和3年1月1日以降</u>、出向期間の初日までに、次のいずれかの経費を要する措置を行った出向元事業主または出向先事業主に対して支給される経費

- 出向労働者にかかる什器・〇A環境整備費用、被服費等の初度調弁費用(各種用紙、文房具等でその性質が長期の使用に適しない事務用消耗品を除く)(出向先事業所のみ)
- 出向元事業所および出向先事業所の負担する職場見学、業務説明会の実施に要する経費
- 出向元事業所および出向先事業所の間で行われる出向労働者の労働条件、スケジュールの調整に要する経費
- 出向元事業所および出向先事業所の就業規則等の整備・改正、出向契約書の作成・締結に要 する経費
- 出向元事業所と出向先事業所における教育訓練に要する経費
- 出向労働者の転居にかかる経費(事業主がその全部または一部を負担する場合に限る)
- その他出向の成立に要すると認められる経費

### ▶出向初期経費

- 出向労働者1人あたり出向元事業主と出向先事業主にそれぞれ<u>10万円</u>を支給
- 下記の要件に該当する出向元事業主または出向先事業主にはそれぞれ<u>5万円加算されます</u>

# [助成額加算要件]

### 【出向元事業所】 下記のいずれかに該当

- 右表の大分類の業種に該当
- 生産指標の最近3か月間の月平均値が 前年同期に比べ20%以上減少している 事業所の事業主

### 【出向先事業所】

出向先事業所が出向元事業所と異なる大分類の 業種である場合

### 助成額が加算される業種

生活関連サービス業、娯楽業(大分類N)

宿泊業、飲食サービス業(大分類M)

運輸業、郵便業(大分類H)

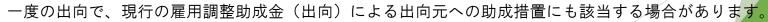
# 参考:助成額(イメージ)

- ▶ 出向期間中の賃金日額と出向元での直近の賃金日額のいずれか低い方の額 9.000円
- ▶ 出向期間中の出向運営経費

出向元賃金負担 3,600円、出向先賃金負担 5,400円、 出向先で教育訓練および労務管理に関する調整経費など 3,000円

- ※ 出向元・先ともに中小企業事業主
- ※ 出向元事業主が労働者の解雇などを行っていない
- ※ 実際に支払われる助成額は、端数処理などにより異なる場合があります。

出向運営経費(出向元賃金	<b>全負担)</b>	出向運営経費 8,400円		
3,600円		(出向先賃金負担 5,400円、教育訓練及び労務管理に 関する調整経費など 3,000円)		
9/10 <b>3,240円</b>	実質負担 1/10 360円	9/10 <b>7,560円</b>	実質負担 1/10 840円	



この場合にはいずれか一方の助成金のみが申請可能です。



18

# 受給までの流れ

出向元事業主と出向先事業主との契約 ※1 労働組合などとの協定 出向予定者の同意

出向計画届提出・要件の確認 ※2

出向の実施

支給申請 ※3·助成金受給 ※4

- ※1 出向元事業主と出向先事業主との間で、出向期間、出向中の 労働者の処遇、出向労働者の賃金額、出向元・先の賃金など の負担割合を決める
- ※2 出向元事業主と出向先事業主が出向計画届を作成し、対象期間初日の前日までに所轄労働局へ出向元事業主が提出
- ※3 1か月以上6か月以下の任意で設定した期間(月単位)ごとに 出向元事業主と出向先事業主が共同事業主として支給申請書 を作成し、所轄労働局へ出向元事業主が提出
  - 一の支給対象期(判定基礎期間または二から六の連続する 判定基礎期間)ごとに当該支給対象期分について、当該支給 対象期の末日の翌日から2か月以内に支給申請を行うことが 必要
- ※4 支給申請書に基づき、出向元事業主・出向先事業主それぞれ に助成金を支給

# 留意事項

- ▶ 産業雇用安定助成金の支給を受けるためには、出向を開始する前日までに計画届の提出が必要
  - 令和3年2月5日時点で**すでに出向を開始している**場合は、<u>令和3年4月5日までに</u>計画届を 提出
  - ◆ 令和3年4月5日までに支給申請を行う場合は、支給申請時までに計画届を提出してください
- ▶ 出向開始日が令和3年1月1日以降の場合
  - → 出向開始日以降の出向運営経費 および 出向初期経費 が助成対象
- ▶ 出向開始日が令和3年1月1日より前の場合
  - → 1月1日以降の 出向運営経費 のみ助成対象





#### 第1回 沖縄県在籍型出向等支援事業協議会 議事概要

- ◆開催日時 令和3年3月12日 14:00~16:00
- ◆場 所 那覇第2地方合同庁舎1号館2階 大会議室

#### ◆議事概要

- 3 議題
- (1) 沖縄県在籍型出向等支援協議会設置要綱(案)について 訓練室長補佐説明 出席者全員の同意を得る。
- (2) 現下の雇用失業情勢について 職業安定課長説明
- (3) 各種出向支援策の共有など出向の効果的な実施の推進について
  - ・在籍出向制度等について 訓練室長説明
  - ・産業雇用安定助成金について 職業対策課長説明
- (4)出向の送出企業や受入企業の情報・開拓について 沖縄県商工労働部雇用政策課副参事説明 沖縄総合事務局経済産業部地域経済課長説明 産業雇用安定センター沖縄事務所長説明
- (5) その他・意見交換《主な意見》

#### 【株式会社琉球銀行 菊池委員】

取引先というより銀行自体、受け入れ側からすると育成まで2~3ヶ月かかるが、 育成しても1年後には戻るとなると現場サイドの理解は得られない。スポーツのレンタル移籍のような移籍オプションみたいなものがあると制度が進むと思う。

どのようなスキルを学んだ人材か、これを明確にしてもらうと受け入れやすい。 行く前に1~2週間研修すれば出向対象者も自信を持って行ける。

#### 【沖縄総合事務局 運輸部 齋藤委員】

交通観光はコロナで厳しい打撃を受けている。

観光に関して運輸部、経済産業部、農村水産部で連携して新しい組織「沖縄総合施策推進室」を1月に立ち上げた。雇用の面でも連携協力してやっていく。

#### 【沖縄県経営者協会 玉那覇委員】

雇用調整助成金について沖縄県からの上乗せがあるが、産業雇用安定助成金についても別の支援等検討をしているか

⇒沖縄県回答:現状では検討していない。

#### 【日本労働組合総連合会沖縄県連合会 棚原委員】

マッチングがスムーズにいけばありがたい話であるが、出向先での訓練がしっかりしていないと(不十分だと)送り出された労働者が負担を感じる。そこを(研修)しっかり作れば安心できる制度かと思う。

### 【沖縄県中小企業団体中央会 佐久本委員】

これまでも組合に周知してきた。ちょっと前まで人材不足だったので、人を送り 出したら戻ってこないのではとの懸念もある。好事例など出してもらうと安心でき ると思う。

#### 【沖縄県商工会連合会 伊波委員代理】

産業雇用安定助成金について、会員に広く周知していきたい。

#### 【沖縄県銀行協会 比嘉委員】

期間が1年でも教育が必要。出向する方のモチベーションが大切。

#### 【沖縄県社会保険労務士会 新垣委員】

全国社労士会連合会からも協力するよう言われている。

産業雇用安定助成金についても聞いている。

助成金に関する士業として、会員社労士にも周知して応援態勢をとっていく。受入側の労務管理の面でも新たな懸念もあるので協力してやっていく。

#### 【株式会社沖縄銀行 佐和田委員代理】

良い制度なので、周知・PRが大切。広く周知していきたい。

以上